

福山市小額工事契約事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う小額工事における契約事務の取扱いについて、福山市契約規則(昭和41年規則第13号)及び別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領において対象となる工事(以下「小額工事」という。)は、設計金額が30万円未満の道路等の維持修繕工事とする。ただし、国又は県の補助対象となる工事を除く。

(業者の選定)

第3条 工事担当課長は、小額工事を発注しようとするときは、その性質、内容等を勘案し、福山市建設工事入札参加資格の認定を受けている者の中から、原則として2人以上を選定するものとする。

(見積書の徴取)

第4条 工事担当課長は、前条において選定された者(以下「選定業者」という。)から、小額工事見積書を徴しなければならない。

(発注手続)

第5条 工事担当課長は、前条の規定により選定業者から徴した小額工事見積書の審査について審査を行い、最低の価格をもって申込みをした者を請負候補者として決定する。

2 工事担当課長は、前項の規定により決定した請負候補者と当該見積書をもって速やかに当該請負契約を締結するものとする。

(契約の変更)

第6条 小額工事の請負契約については、原則として変更ができないものとする。ただし、やむを得ない事由により変更する必要があるときは、工事担当課長は、契約担当課長に事前に協議し、これを行うことができる。

(小額工事発注状況報告)

第7条 工事担当課長は、小額工事の発注状況を、毎月1回取りまとめ、速やかに契約担当課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。